

滋賀県立総合病院における研究活動の不正行為への対応等に関する取扱要綱

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 公正な研究活動の推進体制(第4条—第6条)

第3章 不正行為等への対応(第7条—第11条)

第4章 雑則(第12条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日付け文部科学大臣決定）及び厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成27年1月16日付け科発0116第1号厚生労働大臣官房厚生科学課長決定）等に基づき、滋賀県立総合病院（以下「当病院」という。）における研究活動の不正行為等の防止を図り、研究の公正な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「研究員等」とは、研究員等当病院において研究活動を行う全ての者をいう。

2 この要綱において「不正行為等」とは、捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正または不適切な行為をいう。

(研究員等の責務)

第3条 研究員等は、不正行為等が研究活動及びその成果発表の本質に反するものであるということを深く認識し、真理を探究するという使命を忘れることなく、研究員等倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を積極的受講するとともに、当病院が義務付けるものについては、必ず受講しなければならない。

- 2 研究員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を原則として10年間（やむを得ない事情があるときは各研究部門で定める合理的な年数）適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 公正な研究活動の推進体制

（推進体制）

第4条 総長は、当病院における研究活動上の不正行為への対応等を総括する。

- 2 研究所長は、研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、機関全体を統括する権限と責任を有し、研究倫理教育等公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。
- 3 副所長は、研究倫理教育責任者となり、研究者等に対する研究倫理教育等を定期的に行うものとする。

（相談窓口）

第5条 当病院の研究活動の不正行為に関する内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、当病院研究所の事務担当者があたる。

（通報の受付窓口）

第6条 当病院の研究活動の不正行為に関する告発を受け付けるため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、当病院研究所の事務担当者があたる。
- 3 通報を行うに当たっては、通報者の氏名・連絡先、研究活動の不正行為を行った者の氏名、不正行為の内容、その客観的かつ合理的な根拠を書面で提出するものとする。

第3章 不正行為等への対応

(予備調査)

第7条 研究活動の不正行為に関する通報があったときは、通報を受け付けた事務担当者は速やかに研究所長にその旨を報告し、研究所長は速やかに総長に報告しなければならない。

2 総長は、速やかに予備調査を実施し、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関に通知するものとする。

(本調査)

第8条 総長は、前条第4項の調査の実施を決定したときは、滋賀県立総合病院倫理委員会規程第6条に規定する専門部会として設置する「滋賀県立総合病院研究活動の不正行為に係る調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において、本調査を行うものとする。

2 調査委員会の委員の半数以上は、当病院以外の者とし、すべての委員は通報者および被通報者と直接の利害を有しない者でなければならない。

3 総長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属および氏名を通報者および被通報者に通知するものとする。

4 通報者および被通報者は、前項の通知を受けた日から7日以内に書面により異議申立をすることができる。

5 前項の異議申立があったときは、総長はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させることができる。

6 調査委員会は、原則として本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

7 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に、調査結果をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定し、総長に報告するものとする。

- 8 総長は、前項の調査の結果を速やかに通報者および被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知するものとする。

（不服申立）

第9条 前条の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、前条第8項の通知を受けた日から14日以内に、総長に対して不服申立をすることができる。

- 2 前項による不服申立があったときは、総長は通報者および当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知するものとする。
- 3 不服申立の審査は、調査委員会が行う。調査委員会は、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、総長に通知を行うものとする。
- 4 総長は、前項の結果を通報者および被通報者に通知するとともに、該事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知するものとする。
- 5 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から概ね50日以内に、調査結果を総長に報告する。この場合において、総長は前条の規定に準じて通知を行うものとする。

（調査結果の公表）

第10条 総長は、本調査または再調査の結果において、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表内容には、研究活動上の不正行為に関与した者の所属および氏名、研究活動上の不正行為の内容、当病院が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の所属および氏名、調査の方法・手順等を含むものとする。

（秘密の保持）

第11条 研究活動上の不正行為に係る申立およびその処理に関与した者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第4章 雑則

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。